

令和7年度八重瀬町不足額給付金申請書(不足額給付Ⅱ)

※不足額給付金(以下、調整給付金(不足額給付分)という。)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)	市区町村 受付印
八重瀬町 長殿	

申請期限: 令和7年10月31日(金)消印有効

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、八重瀬町において支給要件に該当するか審査の上で、

記入いただいた現住所に支給決定通知書等を送付します。審査には1ヶ月程度要する場合があります。

※本給付金の申請により、下記の全ての条件に該当する住民に対して、支給するものです。

- ・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税対象外)
- ・低所得世帯向け給付金等(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

〈給付対象になり得る者の例〉

- ・青色事業専従者、事業専従者(白色)
- ・合計所得金額48万円超の者

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。
- ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円となるなど個別の給付額になる場合があります。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付金対象世帯の世帯主・世帯員ではなかった。
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付金対象世帯の世帯主・世帯員ではなかった。

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 申請書提出後、不備があり八重瀬町が定める期限までに必要な修正が行われない場合、八重瀬町は申請者が本給付金の支給を辞退したとみなします。
- ⑥ 本給付金支給後、申請書に虚偽の記載が判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合はすみやかに給付金を返します。

1. 申請者

上記、【誓約事項・確認事項】について確認し、誓約・同意します。
また申立内容に相違ありません。

申請日	令和 年 月 日
現 住 所	
電話 ()	
令和6年1月1日時点の住所(現住所と同じ場合は記載不要)	

【代理申請を行う場合】※あてはまる□に✓を記入してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理 人 現 住 所

私は申請者から代理人として、
調整給付金(不足額給付)

- ①確認・請求
 ②受給
 ③確認・請求及び受給

を委任されたことに間違いありません。

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、口座情報をご記入ください。

(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (左詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1	※	※通帳の表記に合わせて下さい

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、八重瀬町給付金コールセンター(TEL:050-3529-1262)までお問い合わせください。

提出書類

- 『令和7年度八重瀬町不足額給付金申請書(不足額給付Ⅱ)』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
 - 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)いずれか1つを添付してください。(有効期限内のもの)
 - 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。
 - (令和6年中に本町に転入された方のみご用意ください。)
 - 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 所得・課税証明書の写し(コピー)』
(町外に事業主がいる青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。)
 - 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
(代理申請の場合)
 - 代理人が申請・受給する場合(本人確認書類は有効期限内のもの)
※代理人本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写しのいずれか1つ添付)
※関係性がわかる書類(例えば、成年後見人、保佐人、補助人が申請する場合は成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写しが必要になります。)
- ※必要に応じて、上記に記載のない書類のご提出を求める場合があります。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)